

群馬県特別栽培農産物認証基準

(趣旨)

第1 この基準は、群馬県特別栽培農産物認証要綱（以下「要綱」という）第3の規定に基づき、特別栽培農産物認証に必要な基準を定めるものとする。

(定義)

第2 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特別栽培農産物 当該農産物の生産過程等において、節減対象農薬の延べ使用成分回数及び化学肥料の窒素分量が第4（別表1）に定める慣行の5割以下の基準により生産されたものとする。なお、別表2に掲げる農薬及び肥料等は、節減対象農薬の延べ使用成分回数及び化学肥料の窒素分量に含めない。
- (2) 生育過程等 当該農産物の生産過程（種子・種苗及び収穫物の調製を含む。）及び前作の収穫後から当該農産物の作付けまでの期間のほ場管理をいう。
- (3) 慣行レベル 農薬については、県内の同作物、同作型において慣行的に行われている生産過程等における節減対象農薬の延べ使用成分回数（土壌消毒剤、除草剤等の使用回数を含む）、肥料については県内の同作物、同作型において慣行的に使用される生産過程等における化学肥料の窒素分量とする。
- (4) 農薬 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2第1項に規定するものをいう。ただし、同条第2項に規定する天敵及び第2条第1項に規定する特定農薬を含まない。
- (5) 化学合成農薬 農薬のうち有効成分が化学合成されたものをいう。
- (6) 節減対象農薬 「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令第10条第1号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材（平成12年7月14日農林水産省告示第1005号）」の一に掲げる農薬及び県が独自に定める農薬を除く化学合成農薬をいう。なお、有機農産物の日本農林規格（平成12年1月20日農林水産省告示第59号）別表2に掲げる農薬は節減対象農薬から除外する。
- (7) 化学肥料 肥料取締法（昭和25年法律第127号）第2条第1項に規定するもののうち化学合成されたものをいう。

(対象農産物及び使用基準)

第3 要綱第3の規定にある対象農産物及びその生産過程等の節減対象農薬の延べ使用成分回数・化学肥料の窒素分量の基準は、別表1のとおりとする。

(栽培管理)

第4 要綱第4第1号に規定する認証基準を遵守した管理とは、次に掲げる事項とする。

(1) 特別栽培農産物生産ほ場の設定

特別栽培農産物を生産するほ場は、他のほ場と明瞭に区別することとする。

(2) 病虫害及び雑草防除

① 生産過程等（種子・種苗及び収穫物の調製を含む。）において使用される節減対象農薬の延べ使用成分回数を慣行の使用基準の5割以下で栽培管理するものとする。ただし、別表2に示す農薬は節減対象農薬に含まれないものとする。

② 農薬、天敵等生物農薬及び特定防除資材を使用する場合には、農薬取締法に基づき登録された適用、使用方法及び県が定める「農作物病虫害防除・除草剤使用基準」を遵守することとする。

る。

(3) 生産ほ場の土壌管理

- ①生産過程等（種苗の調製を含む）において使用される化学肥料の窒素分量を慣行の使用基準の5割以下で栽培管理するものとする。ただし、別表2に示す肥料・資材等の施用は、化学肥料の窒素成分としないものとする。
- ②たい肥等に窒素成分を含む化学肥料が添加されている場合には、その窒素分量を化学肥料の窒素成分に含むものとする。

(4) 種子及び種苗

- ① 遺伝子組換え技術により育成された品種の種子及び種苗でないこととする。
- ② 購入種子を利用するにあたっては、種子消毒の有無及び種子消毒に使用された農薬成分を確認することとする。
- ③ 購入苗を利用するにあたっては、種子消毒も含め購入前に使用された農薬成分及び用土に使用された農薬、肥料を確認することとする。
- ④ 種子及び苗に節減対象農薬が使用されている場合には、使用成分回数に含むものとする。
- ⑤ 苗に化学肥料が使用されている場合には、化学肥料の窒素分量に含むものとする。
- ⑥ 化学合成農薬不使用の種子、苗等の入手が困難な場合は、入手以前に使用された化学合成農薬は節減対象農薬としない。ただし、種子繁殖の品種は種子、栄養繁殖の品種は入手可能な最も若齢のものを基準とし、それ以降使用された化学合成農薬は節減対象農薬とする。

（対象農産物、基準の改廃、追加）

第5 知事は、第3に規定する作物・作型の基準の改廃・追加をすることができる。

附 則

- 1 この基準は、平成19年7月18日以降生育過程等が始まる農産物について適用する。
- 2 この基準は、平成21年7月2日以降生育過程等が始まる農産物について適用する。
- 3 この基準は、平成22年7月2日以降生育過程等が始まる農産物について適用する。
- 4 この基準は、平成25年2月28日以降生育過程等が始まる農産物について適用する。
- 5 この基準は、平成25年6月21日以降生育過程等が始まる農産物について適用する。
- 6 この基準は、平成27年8月31日以降生育過程等が始まる農産物について適用する。
- 7 この基準は、平成28年5月20日以降生産過程等が始まる農産物について適用する。
- 8 この基準は、令和元年7月19日以降生産過程等が始まる農産物について適用する。
- 9 この基準は、令和2年10月8日以降生産過程等が始まる農産物について適用する。

別表1 群馬県特別栽培農産物認証対象となる農産物及びの節減対象農薬延べ使用成分回数・化学肥料由来窒素成分施用量の基準

作物名	作型	節減対象農薬 (延べ使用成分回数)		化学肥料 (窒素成分 kg/10a)		備考
		5割減	慣行	5割減	慣行	
キュウリ	ハウス促成	18	36	20	40	
	ハウス抑制	13	27	9	18	
トマト	ハウス促成	20	40	11	23	
	ハウス半促成	17	34	10	20	
	ハウス抑制	16	32	4	8	
	雨よけ	13	26	10	21	
ミニトマト	ハウス促成	24	49	14	28	
ナス	露地	15	30	25	51	
	半促成	20	40	23	46	
エダマメ	露地	3	7	4	8	
イチゴ	促成	14	28	7	14	基準の適用はランナーカットからとする
トウモロコシ	春まき	4	9	11	23	
キャベツ	春まき	13	26	12	25	春から夏にかけて連続して播種する作型を含む
	夏まき	7	14	9	18	
ハクサイ	春まき	12	25	10	20	
	秋まき	10	20	15	30	
レタス	春夏まき	7	14	7	14	
	秋まき	5	10	4	9	
非結球レタス		4	8	2	5	1作当たり
ハウレンソウ	周年	3	6	3	6	1作当たり
	春まき	2	5	6	12	1作当たり
	秋まき	3	6	11	22	1作当たり
	秋まき (雨よけ)	3	6	3	7	1作当たり
コマツナ	周年	2	5	4	8	1作当たり
チンゲンサイ	ハウス	2	4	3	7	1作当たり
	露地	2	5	8	16	1作当たり
ネギ	春まき	6	13	17	34	
下仁田ネギ	秋まき	8	16	11	23	
	春まき	9	18	13	27	

作物名	作型	節減対象農薬 (延べ使用成分回数)		化学肥料 (窒素成分 kg/10a)		備考
		5割減	慣行	5割減	慣行	
タマネギ		6	12	15	30	
ブロッコリー	春まき	5	10	10	21	
	夏まき (平坦地)	4	8	9	19	
	夏まき (中山間地)	7	14	10	21	
ニラ	ハウス半促成	11	23	21	43	基準の適用は、は種から収穫終了とする
ウド	促成	2	5	6	12	基準の適用は、種株植付けに係る作業からとする
アスパラガス	促成	5	11	7	15	基準の適用は、種株植付けに係る作業からとする
ミョウガ	露地	1	3	1	3	基準の適用は、前作収穫終了時からとする
ダイコン	春夏まき	7	14	4	9	
	秋まき	3	7	5	10	
ゴボウ	春まき	3	6	9	19	
	秋まき	3	6	17	34	
ジャガイモ	3月植え	2	4	7	14	
	5月植え	5	10	6	12	
ウメ		6	13	8	16	基準の適用は、前作収穫終了時からとする
キウイフルーツ		5	10	5	10	基準の適用は、前作収穫終了時からとする
プラム		8	16	6	12	基準の適用は、前作収穫終了時からとする
ブルーベリー		—	—	3	7	基準の適用は、前作収穫終了時からとする 農薬又は節減対象農薬：栽培期間中不使用に限る
水稲	早期	6	12	4	8	
	早植	6	12	4	8	
	普通	6	12	4	9	
ソバ	露地	—	—	—	—	農薬又は節減対象農薬、化学肥料ともに栽培期間中不使用に限る
大豆	露地	4	9	2	4	
小麦		3	6	5	10	

作物名	作型	節減対象農薬 (延べ使用成分回数)		化学肥料 (窒素成分 kg/10a)		備考
		5割減	慣行	5割減	慣行	
二条大麦		3	6	3	7	
六条大麦		3	6	4	8	
コンニャク		4	8	7	14	

- 注：1. 節減対象農薬の数値は、土壌消毒剤、除草剤等を含めた使用農薬成分の延べ数である。
2. 節減対象農薬の延べ使用成分回数には、種子、種株及び種いも消毒並びに育苗段階も含む。
3. 接ぎ木苗で、台木及び穂木双方に節減対象農薬を使用している場合は、双方を別々にカウントし、それを合計したものを使用成分回数とする。ただし、台木及び穂木で同一の節減対象農薬を使用した場合は、合わせて1成分とみなす。
4. 着果促進剤などの植物成長調整剤で使用方法が一般的に局所的であり、その局所に重複せずに使用されるものは、生育期全体を通じて1成分とする。

別表2 群馬県特別栽培農産物認証基準において節減対象農薬とならない農薬等、及び窒素施用量としてカウントされない肥料等

農薬・肥料等	備 考
<p>1 有機農産物の日本農林規格（平成12年1月20日農林水産省告示第59号）別表2に掲げる農薬</p> <p>除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤</p> <p>なたね油乳剤 マシン油エアゾル マシン油乳剤 デンプン水和剤 脂肪酸グリセリド乳剤 メタアルデヒド粒剤 硫黄くん煙剤 硫黄粉剤 硫黄・銅水和剤 水和硫黄剤 石灰硫黄合剤 シイタケ菌糸体抽出物液剤 炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹 炭酸水素ナトリウム・銅水和剤 銅水和剤 銅粉剤 硫酸銅 生石灰 天敵等生物農薬 天敵等生物農薬・銅水和剤 性フェロモン剤</p> <p>クロレラ抽出物液剤 混合生薬抽出物液剤 ワックス水和剤 二酸化炭素くん蒸剤 ケイソウ土粉剤 食酢 磷酸第二鉄粒剤 炭酸水素カリウム水溶剤 炭酸カルシウム水溶剤 ミルベクチン乳剤 ミルベクチン水和剤 スピノサド水和剤 スピノサド粒剤 還元澱粉糖化物液剤</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてペペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。 ・捕虫器に使用する場合に限ること。 ・ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。 ・ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。 ・農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限ること。 ・保管施設で使用する場合に限ること。 ・保管施設で使用する場合に限ること。 ・銅水和剤の薬害防止使用する場合に限ること
<p>2 県が独自に定める農薬</p>	

忌避剤 農業用資材消毒剤 展着剤	<ul style="list-style-type: none"> ・種もみ等植物体や生産ほ場に直接施用しない使用に限る。 ・農業用資材に使用する場合に限る
3 県が独自に定める肥料等 石灰窒素	<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場において藁等作物残渣の腐熟促進を目的とした施用に限る。 ・ただし次の作物については、上記目的で使用した場合であっても、窒素施用量としてカウントされる。 非結球レタス、小麦、二条大麦、六条大麦 ・農薬として使用した場合には節減対象農薬となる。

- 注：1 農薬として、別表中の農薬のみを用いて栽培した場合については「節減対象農薬：栽培期間中不使用」と記載する。なお天敵、特定農薬のみを用いて栽培した場合については「農薬：栽培期間中不使用」と記載する。
- 2 別表中の有効成分が化学合成されていない農薬と同じ成分の農薬であっても、その有効成分が化学合成されている場合には 節減対象農薬となる。
- 3 農薬の適用及び使用方法は農薬取締法に基づき登録された内容、農薬に限る。